

## 平成24年第6回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成24年12月6日(木曜日)午前10時開議

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 1  | 議案第 1号  | 那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について                         |
| 日程第 2  | 議案第 2号  | 平成25年1月1日から同年10月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定について |
| 日程第 3  | 議案第 3号  | 那珂川町菊池俊男奨学基金条例の制定について  |
| 日程第 4  | 議案第 4号  | 那珂川町菊池俊男奨学金給付条例の制定について                                       |
| 日程第 5  | 議案第 5号  | 那珂川町防災会議条例の一部改正について  |
| 日程第 6  | 議案第 6号  | 那珂川町災害対策本部条例の一部改正について  |
| 日程第 7  | 議案第 7号  | 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について                            |
| 日程第 8  | 議案第 8号  | 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について                                     |
| 日程第 9  | 議案第 9号  | 那珂川町税条例の一部改正について   |
| 日程第 10 | 議案第 10号 | 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について                                       |
| 日程第 11 | 議案第 11号 | 平成24年度那珂川町一般会計補正予算の議決について                                    |
| 日程第 12 | 議案第 12号 | 平成24年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について                           |
| 日程第 13 | 議案第 13号 | 平成24年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について                              |
| 日程第 14 | 議案第 14号 | 平成24年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について                                |
| 日程第 15 | 議案第 15号 | 平成24年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について                               |
| 日程第 16 | 議案第 16号 | 平成24年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について                            |
| 日程第 17 | 議案第 17号 | 平成24年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について                              |

いて

日程第 18 議案第 18 号 平成 24 年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について

日程第 19 議案第 19 号 馬頭小学校体育館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結について

日程第 20 発委第 1 号 那珂川町議会会議規則の一部改正について

日程第 21 陳情第 3 号 国民健康保険への国庫負担増額を求める陳情書

日程第 22 陳情第 4 号 南小学校通学路（町道）補修に関する陳情書

日程第 23 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15 名）

1 番	佐藤信親君	2 番	益子輝夫君
3 番	塚田秀知君	4 番	鈴木雅仁君
5 番	益子明美君	6 番	大金市美君
7 番	岩村文郎君	8 番	小林盛君
9 番	福島泰夫君	10 番	川上要一君
11 番	阿久津武之君	12 番	橋本操君
13 番	石田彬良君	14 番	小川洋一君
15 番	鈴木和江君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤良美君
教育長	小川成一君	会計管理者兼会計課長	鈴木吉美君
総務課長	益子実君	企画財政課長	藤田悦男君
税務課長	小室金代志君	住民生活課長	手塚孝則君
健康福祉課長	郡司正幸君	建設課長	山本勇君

農林振興課長	星 康 美 君	商工観光課長	塚 原 富 太 君
総合窓口課長	秋 元 誠 一 君	上下水道課長	秋 元 彦 丈 君
環境総合推進 室 長	佐 藤 美 彦 君	学校教育課長	川 和 なみ子 君
生涯学習課長	小 川 一 好 君	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	小 祝 邦 之 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	益 子 定 徳	書 記	板 橋 了 寿
書 記	岩 村 照 恵	書 記	藤 田 善 久

開議 午前10時00分

### 開議の宣告

議長（鈴木和江君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

### 議事日程の報告

議長（鈴木和江君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

### 議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第1、議案第1号 那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の  
手続等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました議案第1号 那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等  
に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成15年6月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理に関して、従来の管理委託  
制度にかわり、新たに指定管理者制度が創設されました。

当町においても、まほろばの湯湯親館、ふるさとロッジ、ふるさと交流館、町営温泉源泉  
施設及びケーブルテレビ放送センターにおいて、個々の施設の設置管理条例の一部を改正し、  
指定管理者制度に移行しておりましたが、第2次那珂川町行財政改革推進計画を受け、平成  
25年度以降、指定管理者による管理へ移行すべき施設が見込まれるため、公の施設の指定管  
理者の制度に関して、手続の共通化を図るために、新規制定するものであります。

内容については、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） それでは、内容の説明を申し上げます。

今回の制定の内容は、公の施設の指定管理者の指定に関して手続の共通化を図るために制定する新設条例であります。

本条例につきましては、本則13条と附則2項から構成されております。

第1条は趣旨で、この条例の位置づけを規定するものであります。

第2条は指定管理者の公募を規定したものです。第1項は、指定管理者の指定に当たっては、指定を受けようとする法人等を公募することとし、第2項は緊急の必要があるときは町長等が指定管理者の候補者を選定できることとするものです。

第3条は指定管理者の指定の申請で、指定管理者の指定を受けようとする法人等は申請書に必要な書類を添付して提出しなければならないことを規定するものです。

第4条は選定の基準等で、指定管理者の候補者を選定するに当たっての基準を規定するものです。

第5条は協定の締結で、指定管理者は業務を行うに当たり、第1号から第8号に掲げる事項について、町長等と協定を締結することを規定するものです。

第6条は変更の届け出で、指定管理者に名称等の変更があった場合には町長等に届け出ることを規定するものです。

第7条は業務報告の聴取等で、町長等は指定管理者に対し管理の業務及び経理の状況の報告を求め、調査・指示できることを規定するものです。

第8条は指定の取り消し等を規定したものです。町長等は、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて業務の停止を命ずることができるとしたものです。

第9条は事業報告書の作成及び提出で、指定管理者は、毎年度終了後、業務の実施状況及び利用者の利用状況、使用料等の収入実績、経費の収入状況等を記載した事業報告書を町長等に提出することを規定するものです。

第10条は原状回復義務で、指定期間が終了した場合等における指定管理者の原状回復義務を規定したものです。

第11条は損害賠償義務を規定したものです。第1項は施設または設備等を損傷または滅失

があった場合の損害賠償義務を規定したものです。第2項は、第8条の規定による指定の取り消し等によって指定管理者に損害が生じても、町に賠償の責任がないものとするものです。

第12条は秘密保持義務で、指定管理者等は施設の管理上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならないことを規定するものです。

第13条は委任で、この条例の施行に関し必要な事項を規則にゆだねることを規定するものです。

附則第1項は施行期日で、公布の日から施行するとしたものです。

第2項は経過措置で、この条例の施行日前に施行された指定管理者の指定の手続は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすものとしたものです。

以上で説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 第7条に記載されております「定期に又は」ところありますが、定期とは、年1回程度は必ずするという事なんでしょうか。その点についてお伺いいたします。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 年に必ず1回は業務報告等をする義務がありますので、最低1回以上ということになります。

以上です。

議長（鈴木和江君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） その際、事務内容等についても担当部署のほうで精査をするということでもよろしいんでしょうか。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 町が指定管理をしている以上、町が指導・監督はする義務がございます。

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第2、議案第2号 平成25年1月1日から同年10月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第2号 平成25年1月1日から同年10月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

町長、副町長及び教育長の給与については従来より減額しているところでありますが、平成21年11月に私が町長に就任した際の公約に従いまして平成22年1月から町長の給与を30%減額してまいりました。

平成25年度においても本年同様に減額するものでありますが、現在の私の任期に合わせまして、平成25年10月までとするものであり、町長については月額30%、副町長、教育長の給与については月額10%の減額を行うものであります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 平成25年1月1日から同年10月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号及び議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第3、議案第3号 那珂川町菊池俊男奨学基金条例の制定について、日程第4、議案第4号 那珂川町菊池俊男奨学金給付条例の制定についての2議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町菊池俊男奨学基金条例の制定について及び議案第4号 那珂川町菊池俊男奨学金給付条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

菊池プレス工業の創業者である菊池俊男氏が、故郷への恩返しと人材育成のために設立した財団法人菊池育英会の奨学金給付事業につきましては、皆さんご承知のとおり、当町学生にとって大変ありがたい事業となっております。また、当事業により恩恵を受けた学生は300名を超え、社会に優秀な人材を輩出しているところであります。

育英会事業は、菊池氏の遺志により創設時から30年という長い期間継続されてきたところですが、財団法人菊池育英会の現理事長から、事務運営上、財団法人の存続が難しいことから、町に育英事業をお願いし、菊池育英会創設者である故菊池俊男氏の遺志を継続したいとの要請がありました。

このたび、育英事業の継承について、財団法人菊池育英会と教育委員会において協議が整ったことから、要請を受け入れ、町の育英事業として継承していきたいと考えております。

つきましては、関係条例を制定いたしたく、議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細については、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 補足説明を申し上げます。

まず、那珂川町菊池俊男奨学基金条例について説明いたします。

この条例は、財団法人菊池育英会より清算財産の寄附を受け入れ、基金として積み立てて運用するために制定するものです。

第1条は、基金の設置について。

第2条は、基金に積み立てる額を定めたものです。

第3条及び第4条は、基金の運用管理義務について定めたものです。

第5条は、基金から生じる利子等の処理について定めたものです。

第6条は、基金の処分について定めたものです。

第7条は、条例の委任について定めたものです。

附則として、条例の施行日を平成25年4月1日とするものです。

次に、那珂川町菊池俊男奨学金給付条例について説明をいたします。

この条例は、財団法人菊池育英会の育英事業を継承し運用するために制定するものです。

第1条は、奨学金の給付目的を定めたものです。

第2条は、条例における定義を定めたものです。

第3条は、奨学生の資格を定めたものです。

第4条は、奨学金の給付を希望する場合の申請手続を定めたものであり、手続の詳細については規則で定めることとするものです。

第5条は、奨学生の選考を定めたものであり、町奨学生の選考と同じく選考委員会において選考するものです。

第6条は、奨学金の給付額を定めたものであり、高校生、月額1万円、大学生、月額2万5,000円とするもので、菊池育英会の額と同額とするものです。

第7条は、奨学金の給付期間を定めたものです。

第8条は、奨学金給付の停止及び廃止及びその事由について定めたものです。

第9条は、給付した奨学金の返還事由を定めたものです。

第10条は、条例の委任について定めたものです。

附則として、条例の施行日を平成25年4月1日とするものです。

なお、条例施行の際に現に財団法人菊池育英会から奨学金を受けている者については、町条例において継承する旨を明記してあります。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 質疑というか質問なんですが、私、過去に里親をやったことがあるんですが、奨学基金を受ける場合、自治体によっては実の親がいないと受け付けない自治体も多かったんですけども、この奨学金の場合はそういうことに関係なく、親がなくても、例えば里親で子供を預かった場合、奨学金を受けたいという場合は受けられるのかどうか、その辺をお願いします。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 奨学金の給付条例の中に奨学生の資格という条項があると思うんですね、第3条、その中で、町に住所を有する被扶養者で経済的に困難な者ということですので、該当するかと思われま。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） ちょっと私が言い足りなかったんですが、私はきょう、奨学生じゃなくて、高校を終わって大学進学奨学金を受けたいということで、ある自治体に出したら、最初は大丈夫だということだった、実際書類の段階になって親がいなかったことが判明して断られました。やっぱり里親として子供を預かる以上、親がいる子供ばかりじゃないですね、親がいなくてもあるんです。そういう点では、せっかく当人が学びたいという気持ちを生かして、そういう道も開けるようにしていただけないかなというふうに思いますが、

その辺の考えを伺いたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 繰り返しますが、先ほど答弁したとおり、その子を扶養しているということであれば該当になるかと思えます。

以上です。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はありませんか。

大金市美君。

6番（大金市美君） 今の4月1日ですよ、受験して合格発表が3月、大学なんかもっと早いと思うんですけども、これを結局当てにするかしないかは、受験合格したときに判断するのかな……、その辺がちょっとよくわからないんですけども、これが適用されるかどうかというのは後の話ですよ。この4月1日というのは意味がよくわからないんですけども。今までの継続の姿勢でやってくれるのかどうかですね。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 施行日は来年の4月1日ということなんです、それ以前のものについては、菊池育英会のほうで選考とかしておりまして、その該当者には引き続き町が継承するということですので、了解していただきたいと思えます。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はありませんか。

石田彬良君。

13番（石田彬良君） 議案第3号の第2条、（1）菊池育英会から寄附された額、それから（2）の指定の寄附金、それから（3）の予算で定める額、それぞれに金額的なことが載っておりますけれども、この内容をちょっとお聞かせいただきたいのと、議案第4号の第5条、選考委員会にはどのような方々になるのかお伺いいたしたいと思えます。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） まず、第1点目の基金の部分なんです、まず1項、菊池育英会から寄附された額ということで、今回1億6,000万円の寄附がされるということでそちらの額が入っておりまして、指定の寄附金というのは、菊池育英会のほうではできるだけ寄附をしていきたいということですので、その部分について入っております。

また、予算で定める額については、利子等の額ということで解釈をしていただきたいと思えます。

それから、2点目の選考委員会なんです、今、町のほうでは選考委員会ということで10

名以内の委員さんを委嘱しております。委員には、まず教育委員会の委員長、それから副町長、それから教育長、町内の高等学校長、それから町内の小・中学校長、それから町内の小学校の代表者、それから学識経験者といたしまして、現在、民生委員の代表者、それから財団法人、馬頭の奨学会というのがあったかと思うんですが、そちらのほうから1名、それから、今回予定しております菊池育英会のほうから1名ということで考えております。

以上です。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第3号 那珂川町菊池俊男奨学基金条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（鈴木和江君） 議案第4号 那珂川町菊池俊男奨学金給付条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号及び第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第5、議案第5号 那珂川町防災会議条例の一部改正について、

日程第6、議案第6号 那珂川町災害対策本部条例の一部改正についての2議案は関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町防災会議条例の一部改正について及び議案第6号 那珂川町災害対策本部条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、災害対策基本法の一部が改正されましたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

那珂川町防災会議条例の一部改正につきましては、防災会議の所掌事務に防災に関する重要事項について審議することを加えるもの。また、防災会議の委員に自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち町長が任命する者を加えるものであります。

那珂川町災害対策本部条例の一部改正につきましては、引用している災害対策基本法の条項を改めるものであります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 改正で第3条の2の（8）項に自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命するということなんですが、その学識経験者というのはどういうことに該当するのか、教えていただきたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） これは防災会議のメンバーで今回新たに追加されたものであります。この学識経験のある者の解釈であります。自主防災組織の代表者と大学教授等の研究者、それからボランティアなどのNPO、あるいは女性・高齢者・障害団体等の代表者等を想定しております。

今後、どなたに指定をするかは、町長が今後検討して指定することになります。

以上です。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） そうすると、学識経験者という一般的な呼び方じゃなくて、ボランティアとか、地域で選んだ人になる可能性もあるということに受け取ってよろしいのでしょうか。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 幅広く、できれば町内の団体の代表者ということ想定しております。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はありませんか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） ボランティアとかそういうのとか、専門的なあれは別にしても、なかなか地域の代表を学識経験者というあれではどうなんかなと思うんですね。その辺で、具体的にボランティアとか地域の代表とか、そういうのも加えていただければよりわかりやすくなるんじゃないかなと思うんですね。学識経験者というと、やっぱり一般の人は、たとえ選ばれても後ろへ引いちゃうというような感じになっちゃうと思うんです。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 条文にありますとおり、自主防災組織を構成する者又は学識経験者という規定になっております。この中で学識経験を指名するか、あるいは自主防災組織、これは、例えば行政区の代表であるとか、あるいは福祉施設の代表であるとか、そういったことが想定されると思います。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第5号 那珂川町防災会議条例の一部改正については、原案のとおり決することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 那珂川町災害対策本部条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第7号、議案第7号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院規則の改正に伴い、白血病等の有効な治療法である移殖療法のドナーとなる場合に取得可能な特別休暇について、骨髄を提供する場合に加え、末梢血幹細胞を提供する場合にも休暇を取得できるようにするためであり、別表の記載を整理するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第8、議案第8号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第8号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成25年4月1日から新たに管理栄養士を採用することに伴い、保育士や保健師などと同様に専門性が高い資格職である管理栄養士を別表に加えるものであります。

管理栄養士は、これまで保健師が兼務の形で従事してきました。食育の推進、特定保健指導の効果的かつ効率的推進、生活習慣病の予防及び進行防止等を専門職として従事し、あわせて保育園園児への給食栄養の献立作成等の業務を行うものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第 8 号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第 9、議案第 9 号 那珂川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第 9 号 那珂川町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が平成23年12月2日付で公布されたのに伴い、税条例を改正するものであります。

今回の主な改正点は、納税環境の整備で那珂川町行政手続条例の適用除外について、震災復興財源確保のため、町民税では個人町民税均等割税率の特例規定の追加、また退職所得の税額控除特例措置を廃止する内容であります。

町たばこ税は、県税と町税の税率配分の改正であります。

軽自動車税は、固定資産税の納期限とも重なり、住民に負担をかけているため、これを解消するため軽自動車税の納期限を改正するとともに、減免規定を追加するものであります。

なお、内容の詳細については、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 税務課長。

税務課長（小室金代志君） 補足説明いたします。

お手元には議案のほか参考資料として新旧対照表と主な改正内容等がありますが、その中の主な改正内容をもとにご説明申し上げます。

まず、1点目ではありますが、地方税法第18条の4第1項に規定された行政手続法の適用除外を見直す改正が行われたため、同様の改正を行うものであります。

那珂川町税条例第4条第1項の規定で、那珂川町行政手続条例の適用除外になっている第2章の申請に対する処分から第14条の不利益処分の理由の提示を除き、これを那珂川町行政手続条例の適用とする改正であります。

この改正によって、不利益処分申請によって求められた許認可等の拒否する処分をするとき、今までは法的に理由を示さなくてよかったものが、今回の改正で必ず理由を示すこととなります。

次に、第2点目ではありますが、軽自動車税の納期限が固定資産税の納期限と重なるため、納税者の税負担の平準化を考慮し、4月から5月に改正するものです。

次に、3点目ですが、軽自動車税の減免規定で、その構造から身体障害者が利用するためのものである軽自動車等を追加するものであります。

次に、4点目ではありますが、町たばこ税の税率改正であり、旧3級品以外の製造たばこについては、従来、1,000本につき4,618円を5,262円、旧3級品の紙巻きたばこ2,190円を2,495円に引き上げる改正であります。

次に、5点目ではありますが、町民税の退職所得に係る税額控除の廃止で、個人住民税の諸控除を見直す一環として、退職所得の分離課税に係る所得割額から10%の税額控除を廃止するものであります。

次に、6点目ではありますが、個人町民税の税率の特例規定の追加で、東日本大震災から復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保に係る地方税の臨時特例として、平成26年から平成35年までの10年間、個人町民税の均等割の税率を500円引き上

げるもので、現在の町民税均等割額3,000円を3,500円とするものであります。

附則第1条は、施行期日の規定、附則第2条の規定は、町民税の経過措置を規定しております。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 最後の6番の個人町民税の税率の特例ということで、26年度から平成35年度まで10年間500円を加算するということですが、これで年間の財源がどのくらいできるんですか。また、10年間トータルでどのくらいの予算になるんでしょうか。

議長（鈴木和江君） 税務課長。

税務課長（小室金代志君） お答えします。

平成24年度で均等割で納めていただく納税者は8,400人で、年額にして420万円でございます。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はありませんか。

石田彬良君。

13番（石田彬良君） 今、参考資料のほうから説明を受けたんですけども、3番の軽自動車の減免規定なんですけれども、身障者の利用に影響する軽自動車の構造による減免というのは、どういう内容の構造を減免するのか。

それと次に、私、たばこを吸っていないんで、400円くらいですか、今普通のたばこは。例えば1箱400円だとすると、生産原価、それから小売店のもうけ、そして税金、その割合を教えていただきたい。

その2点だけお願いします。

議長（鈴木和江君） 税務課長。

税務課長（小室金代志君） 軽自動車の減免については、構造上からハンドルの周りについているとか、そういうのを話しております。

たばこのほうは、ちょっと資料がございませんので、申しわけございません。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑ありませんか。

石田彬良君。

13番（石田彬良君） 軽自動車なんですけれども、確かにハンドルに片手でも操作できるようになっていますけれども、それだけなんですか、身障者用の構造というのは。

議長（鈴木和江君） 税務課長。

税務課長（小室金代志君） 新しく出たものですから、ハンドルとかブレーキとかいろんなところで、普通車にも見られると思うんですけれども、軽自動車は身体障害者しか運転できないような車があると思うんですよ、それを言っております。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はありませんか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 先ほど税務課長から8,400人が対象になって、年間のが420万円であるという答弁だったのですが、これをどんなふうにするか予定、防災対策ということなんです、具体的にあったら答えていただきたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 一般財源でございますので財源の中で検討していくという形になると思います。25年度におきましてですね。具体的にはどうのこうのということはいえませんが、防災に関連するという形になると思います。

以上です。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号 那珂川町税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第10、議案第10号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案10号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、年々医療給付費が増大する一方で、被保険者の減などにより年収が減少し、年々財政運営が厳しさを増しております。

平成22年度に合併後初めて16.6%の引き上げを決め、平成23年度から現行税率を適用してまいりましたが、23年度において大幅な医療給付費の伸びなどにより財源不足が生じたため、すべての国民健康保険財政調整基金を取り崩し、不足分については一般会計から繰り入れて補てんしております。

このたび、平成24年度以降の財政状況見込みを試算したところ、多額の財源不足を生じる見通しとなったことから、今回引き上げ提案をするものであります。

引き上げ額については、一般会計からも引き続き繰り入れをすることとし、15.2%となった次第であります。

以上の改正案は、去る10月18日開催の那珂川町国民健康保険運営協議会に諮問いたしまして、その答申をいただき提案をしたものであります。

なお、詳細については、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 住民生活課長。

住民生活課長（手塚孝則君） 補足説明をいたします。

参考資料といたしましては、那珂川町国民健康保険税条例の新旧対照表、それと1枚であります。参考資料の2種類でございます。

まず、保険税条例の新旧対照表、これによりご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

第3条第1項は、国民健康保険税医療給付費分被保険者に係る所得割額の改正で、100分の6.2を100分の6.6に改めるもの。

第4条は、医療給付費分被保険者に係る資産割額の改正で、100分の32を100分の28に改正するものです。

第5条は、医療給付費分被保険者に係る均等割額の改正で、1万6,000円を2万1,000円に改正するもの。

2ページに続きますが、第6条第1号及び第2号は、医療給付費分被保険者に係る世帯別平等額の改正で、特定世帯以外の世帯は1万9,000円を2万2,000円に、特定世帯は9,500円を1万1,000円に改めるもの。

第7条は、国民健康保険税後期高齢者支援分被保険者に係る所得割額の改正で、100分の1.3を100分の1.7に改めるもの。

第8条は、後期高齢者支援分被保険者に係る資産割額の改定で、100分の8を100分の7に改めるもの。

第9条は、後期高齢者支援分被保険者に係る均等割額の改定で、5,000円を7,000円に改めるもの。

3ページに続きますが、第10条第1号及び第2号は、後期高齢者支援分被保険者に係る世帯別平等割額の改正で、特定世帯以外の世帯は5,000円を6,000円に、特定世帯は2,500円を3,000円に改めるもの。

第11条は、国民健康保険税介護納付金分被保険者に係る所得割額の改正で、100分の1を100分の1.4に。

第13条は、介護納付金分被保険者に係る均等割額の改正で、5,000円を7,000円に。

第14条は、介護納付金分被保険者に係る世帯別平等割額の改正で、4,000円を6,000円に改めるもの。

4ページから6ページに続きますが、第26条は、国民健康保険税の減額、軽減の改定を記述しておりますが、この部分については、第14条まで改定したことに伴い改定になるもので、第1号では、いわゆる7割軽減、2号では5割軽減、3号では2割軽減の部分について改定額を記述しておりますので、ごらんをいただきたいと思いますが、詳しくは別の参考資料「国民健康保険税率表」でご説明をいたします。

1枚の資料でございますが、表の上段は改正前、下段は改正後でありまして……  
議長（鈴木和江君） 資料がないようですが。

住民生活課長（手塚孝則君） 失礼をいたしました。

それでは、ただいま申し上げました第14条までの改定に、いわゆる7割を掛けた額、それから2号のところでは5割を掛けた額、3号では2割を掛けた額になっておりますので、それぞれごらんをいただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 今の課長の説明なんですが、途中から資料がないものの説明になっているんですね。それじゃ全然説明にならないと思うんで、資料の提出を求めたいと思います。

議長（鈴木和江君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

議長（鈴木和江君） 再開いたします。

住民生活課長。

住民生活課長（手塚孝則君） 先ほどは資料が不足しておりまして、大変申しわけございませんでした。この表につきましてご説明をさせていただきます。

先ほど申しました14条までの改定につきましては、表の左側、黒い太線で囲ってある部分でございます。上段が改正前、下段が改正後です。

26条にかかわる部分ですが、左側の表の均等割額、平等割額につきまして軽減措置がありますので、その部分について、それぞれ改定になった金額に7割・5割・2割を掛けた数字が表の右側の部分であります。この表のように改定になりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

益子輝夫君。

質疑をする前に、ちょっと注意をしておきます。続けて3回ということで、途中からの質問は、ほかの方の後にはできないことになっておりますので、続けて3回ということでお願いいたします。

2番（益子輝夫君） はい、了解しました。

1つは、4条と8条は下がっているというか、評価額が下がっているんですか、あとはほとんど値上げになっているわけですね。少なくとも250円から、多いところで5,000円の値上げということになっています。そういう点で、特に国民健康保険に加入している方というのは自営業者とか、あるいは年金で生活している方が多いと思います。そういう点での負担がかなり重くなってくるのではないかなと。前年度でも、前々年度でも国民健康保険が上がったり、介護保険、後期高齢者医療保険が上がっています。そういう点では非常に大変な状況になると思います。

それで、一番低い人でどのくらいなのか。また、最高上がる人でどのくらい上がるのか、わかりましたら教えていただきたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 住民生活課長。

住民生活課長（手塚孝則君） 試算によりますと、値上げの平均額、1人当たりの平均額で申しますと1万1,834円でございます。

試算につきましては、その一番低い人、高い人の試算はしてございませんが、7割・5割・2割、それと標準、その大まかな試算はしてございます。標準4人世帯で計算したものはちょっとございますので、それでよければ報告したいと思います。

〔「はい、お願いします」と言う人あり〕

住民生活課長（手塚孝則君） まず、標準世帯で申し上げますと、収入が400万、これで計算した場合に1世帯として6万6,000円、2割軽減の部分ですと、収入が200万と仮定した場合に4万1,100円、5割軽減ですと、収入100万円で計算して、1世帯当たり1万9,200円、7割軽減、世帯収入が50万で仮定をして計算した場合には、1世帯当たり1万2,100円、こういう試算が出ております。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑ありませんか。

益子明美さん。

5番（益子明美君） 今回の税率の引き上げは15.2%ということでお伺いしていますけれ

ども、この引き上げ率で行った場合どのぐらいの税収の見込みがあるのか、アップはどのぐらいの金額になるのか、まず1点お伺いします。

それから、平成24年度末の財政調整基金の年度末の残高の残額は幾らぐらいになるのか。

あと、このまま行くと25年度の予算が立たないというようなお話が前段で町長からありましたが、もし仮に値上げをしなかった場合、25年度の予算はどのようになるのかお伺いいたします。

議長（鈴木和江君） 住民生活課長。

住民生活課長（手塚孝則君） まず、税収増になる試算であります。ただいま説明した値上げ額によりますと、調定額で約7,500万、それに現行の収納率が約90%ですから、90%を見ると約6,700万ぐらい増収になるのかなというふうに考えております。

次に、基金の残高でございますが、基金の残高につきましては大部分を昨年、23年度に取り崩したということで、手元の資料では239万6,000円、239万ほどしかないという試算でございます。

それから、25年度の予算がどういうふうになるのかということですが、これにつきましては、試算ですと、まず一般会計からの繰入金を1億3,000万というふうに仮定した場合、当初予算ではどういうふうになるかわかりませんが、1億3,000万と想定した場合の不足額が1億7,000万、合わせて3億の一般会計から補てんをいただかないと成り立たないというふうな試算でございました。ただ、前提となる療養給付費、その辺につきましては、年によっての高かったり安かったり波もありますし、あくまでも試算でありますけれども、3億ぐらい不足すると、そういう試算でございます。

以上です。

議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 3億を一般会計から繰り入れするとなると、それはとても許される範囲内のことではないというふうに理解します。

それで、この資産割額の部分を32%から28%に減額しましたよね、その減額することによってどういった効果を見出していくのか。ただただ税金を上げるだけではなかなかね。収納率を上げるということも必要でありますし、町の努力というものが税を上げることと一体になっていかなくはいけないと思うんですが、その辺どのような対応としてこの資産割額を減らしているのかお伺いいたします。

議長（鈴木和江君） 住民生活課長。

住民生活課長（手塚孝則君） 資産割につきましては、かねてからの議論がされておったように、農地、山林、これらがありますと所得がなくても税金がかかる仕組みでございます。したがって、税金はかかっても収入がない、所得がないということになりますと、当然税金が払えないということで、滞納もふえている。そのようなことから試算割については減らしたほうがいいだろうという議論がありました。したがって、今回、その部分については4%でありますけれども下げて、それ以外のところを上げたということでございます。議長（鈴木和江君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 町の財政が大変なのは私もわかりませんが、やっぱり町民所得が決してふえていないと思うんです。この国民健康保険に加入している方というのは、さっきも言ったように自営業者とか、あるいは年金で暮らしている方が圧倒的だと思うんです。そういう点で、自営業者にしても、年金で暮らしている人にも年々収入は減っていることは明らかだと。これは町当局もとらえていることだと思います。そういう点で、一昨年は国民健康保険16.6%上がって、昨年は介護保険、後期高齢者医療保険も上がっています。そしてまた来年度、国保が15.2%上がるということは、町民にとって収入が減っているところに、さらに負担がかかるという点では、町民生活を脅かす、大げさな言い方かもしれないですけども、そういう人たちも出てくると。

前回の全協でも言いましたけれども、月2万にも満たない年金で暮らしている方もいるわけですから。それにはそれなりの配慮もしているようですが、全体的に消費税も上がるし、電気料金も上がっています。そういう点では非常に大変な中で、そういう弱者のことをもっと考えたら、また町民のことを考えていくなれば、この値上げには私は反対をいたします。

議長（鈴木和江君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

益子明美さん。

5番（益子明美君） 少子・高齢化、人口減少により、支える国保世帯被保険者が減っていく一方で、それに対して高齢化や高度医療に伴い一般被保険者または退職被保険者の療養給付費が年々増額をしております。高額療養費の件数増と合わせましても、平成23年度決算に

おいても基準を超える多額な一般会計の繰入金によりその運営が賄われている状態でありま  
す。これに対しては議会からも改善要望が出されているところであります。

平成25年以降の見込みについての、先ほどお伺いしましたけれども多額の予算不足を来し、  
一般財源から仮に3億もの繰入金を入れるということは、予算上あり得ないことだというふう  
に理解いたします。

国保税の健全な運営のためにも、今回の値上げは本当にやむを得ないということでありま  
す。ただ、先ほどお伺いしましたとおり、滞納をふやさない方向での努力は怠ってはいただ  
きたくないというふうに思います。その上での賛成としたいと思います。

議長（鈴木和江君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決するこ  
とに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木和江君） 起立多数と認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第11号～議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第11、議案第11号 平成24年度那珂川町一般会計補正予算の議  
決について、日程第12、議案第12号 平成24年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補  
正予算の議決について、日程第13、議案第13号 平成24年度那珂川町国民健康保険特別会  
計補正予算の議決について、日程第14、議案第14号 平成24年度那珂川町介護保険特別会  
計補正予算の議決について、日程第15、議案第15号 平成24年度那珂川町下水道事業特別  
会計補正予算の議決について、日程第16、議案第16号 平成24年度那珂川町農業集落排水  
事業特別会計補正予算の議決について、日程第17、議案第17号 平成24年度那珂川町簡易  
水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第18、議案第18号 平成24年度那珂川町  
水道事業会計補正予算の議決について、以上8議案は関連がありますので一括議題といたし

ます。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま一括上程されました議案第11号から議案第18号 平成24年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動に伴う職員人件費や、小川小学校大規模改修事業設計業務委託料のほか、国・県補助事業費の追加認定になったものなど、今後の需要を見越した不足額などを計上するものであります。

その補正額は6,700万円となり、補正後の予算総額は80億1,800万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は総務費で、町有財産管理費は、元大那地小学校部分林立木売払金を交付するもの、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金は、ケーブル移設工事に伴う工事費相当額を繰り出すもの、その他、衆議院議員総選挙費など6,341万6,000円を計上しました。

第2は民生費で、障害者福祉サービス事業費は、障害者福祉サービスや補装具等の利用拡大によるもの、介護保険特別会計繰出金は、介護給付金の増額によるものなど1,466万円を計上しました。

なお、人件費については、人事異動や報酬減額等により、議員、特別職、一般職合わせて7,325万7,000円を減額するものであります。

以上、歳出予算の主なものを申し上げますが、これらに要する財源は、国・県支出金、寄附金、繰越金、雑入、町債を充て、繰入金は財政調整基金繰入金等1億1,400万円を減額することといたしました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。今回の補正は、ケーブルテレビ施設管理運営費及び職員人件費など900万円を計上するもので、その財源は、繰入金、繰越金を充て、使用料はケーブルテレビ利用料を減額するものであります。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は3億6,400万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は、後期高齢者支援金、介護納付金のほか、国庫金過年度返納金などに6,000万円を計上するもので、その財源は繰越金を充

てることにいたしました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は22億4,000万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。居宅介護サービス給付費及び職員人件費などに1億2,200万円を計上するもので、その財源は、国・県支出金、支払い基金交付金、繰入金、繰越金を充当いたしました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は15億7,000万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。施設管理費、整備事業費及び職員人件費などに1,000万円を計上するもので、歳入は、繰越金、諸収入を充当いたしました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は3億3,900万円となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。施設管理費で、光熱水費や修繕費に180万円を計上するもので、歳入は、繰越金、諸収入を充当いたしました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は4,880万円となりました。

次に、簡易水道事業特別会計であります。維持管理費や配水管布設等工事費のほか、職員の人件費など680万円を計上するもので、その財源は繰越金を充当いたしました。

これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は1億9,780万円となりました。

最後に、水道事業会計であります。電気料値上げに伴う動力費のほか、職員人件費など80万円を計上するものです。

以上、一般会計、ケーブルテレビ事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び水道事業会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細については、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをごらんください。

第2表、地方債補正であります。1、変更として、臨時財政対策債でございますが、発行限度額の確定により、限度額3億円に1億1,354万9,000円を増額いたしまして4億1,354万9,000円とするものでございます。

起債の方法は、普通貸付または証券発行、利率は4.0%以内に設定するものでございます。続きまして、事項別明細書により歳入から申し上げます。

10ページをごらんください。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は1,025万円の増で、障害者自立支援事業費に係るものであります。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は512万5,000円の増で、障害者自立支援事業費に係るもの。

2項2目民生費県補助金の補正額は128万2,000円の増で、ひとり親家庭医療費に係るもの。

3目衛生費県補助金の補正額は143万4,000円の増で、子宮頸がんワクチン接種緊急促進事業費に係るもの。

4目農林水産業費県補助金の補正額は24万9,000円の増で、中山間地域等直接払交付金事業費及び環境保全型農業直接払交付金に係るもの。

3項1目総務費委託金の補正額は1,140万円の増で、衆議院議員総選挙費に係るものであります。

17款寄附金、1項3目教育費寄附金の補正額は500万円の増で、教育文化基金に係るものです。

11ページに続きます。18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金の補正額は1億1,500万円の減で、一般財源の収入状況を勘案し基金の取り崩しを減額いたしました。

5目教育文化基金繰入金の補正額は100万円の増で、教育文化基金繰入金でございます。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1,325万3,000円の増で、前年度繰越金でございます。

20款諸収入、5項4目雑入の補正額は1,945万8,000円の増で、立木売払収入及び総合交流職員人件費負担金であります。

21款町債、1項5目臨時財政対策債の補正額は1億1,354万9,000円の増で、今年度の臨時財政対策債発行限度額の確定によるものでございます。

12ページ、歳出に入ります。

1款議会費、1項1目議会費の補正額は267万2,000円の減で、議員人件費は議員報酬の5%減額によるもの、職員人件費は人事異動によるものであります。

なお、職員人件費につきましては、当初予算編成後の人事異動によるものでありますので、以後、説明を一部省略させていただきます。

続きまして、2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は1,768万4,000円の増で、特別

職人件費及び職員人件費のほか、一般管理諸費は栃木県派遣交流職員の人件費負担金に係るもの。

3目会計管理費の補正額は57万6,000円の減で、職員人件費のほか、会計管理諸費は臨時職員賃金に係るもの。

4目財産管理費の補正額は1,758万4,000円の増で、町有財産管理費は、旧小川第二保育園屋根塗装工事費、及び元大那地小学校部分林立木売払分収金交付金などに係るものでございます。

13ページに続きます。2項1目企画総務費の補正額は1,329万円の増で、職員人件費のほか、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金は、光ケーブル移設に係る工事費相当額を繰り出すもの。

14ページに入ります。5項4目衆議院議員総選挙費の補正額は1,200万円の増で、衆議院議員総選挙に係るものでございます。

3款民生費、1項2目障害者福祉費の補正額は2,340万1,000円の増で、障害者福祉サービス費は利用者増によるもの、障害者補装具費は補装具の利用者増に係るもの、障害者福祉諸費は障害者医療費及び障害者自立支援給付費の国庫負担、県支出金の過年度返納金を計上するものでございます。

15ページに続きます。3目老人福祉費の補正額は1,532万2,000円の増で、介護保険特別会計繰出金は、介護給付費の増加に伴い町からの繰出金を増額するもの。

4目総合福祉センター費の補正額は405万円の増で、馬頭総合福祉センター施設管理費及び小川総合福祉センター施設管理費は、施設の修繕料及び電気料値上げに伴い光熱水費を増額するもの。

2項1目保育園費の補正額は2,861万3,000円の減で、職員人件費のほか、中央保育園及び南保育園費は電気料値上げに伴い光熱水費を増額するもの。

3目母子福祉費の補正額は279万6,000円の増で、ひとり親家庭医療費は、今後の医療助成費を見込んで増額するもの、母子等福祉諸費は、臨時職員賃金に係るものを計上いたしました。

16ページに入ります。

4款衛生費、1項2目予防費の補正額は951万6,000円の増で、予防接種費は、接種方法の変更、対象者の拡大に伴い業務委託料を増額するもの。

4目環境衛生費の補正額は989万5,000円の増で、職員人件費のほか、環境のまちづくり

事業費は防災型太陽光発電システム整備に伴う東京電力との連携協議手数料及び太陽光発電等設備導入補助金の申請件数を見越して増額するものでございます。

5 款農林水産業費、1 項 3 目農林振興費の補正額は199万9,000円の増で、中山間地域等直接支払交付金事業費は協定参加団体の増加、変更に係るもの。農業振興諸費は、小川農産物加工場の修繕料やそばマップの更新・増刷経費、環境保全型農業直接支払交付金に係るもの。地域農業マスタープラン作成事業費は、マスタープラン作成変更に伴う経費でございます。

17ページに続きます。5 目農地費の補正額は12万1,000円の増で、町単農村振興事業費は、浄法寺篠ヶ入地区用水ポンプ工事費の2分の1を補助するもの。

6 目イノシシ肉加工事業費の補正額は97万2,000円の増で、電気料の値上げ及びイノシシ処理頭数の増加に伴う経費など。

2 項 1 目林業総務費の補正額は42万円の増で、林業総務諸費は、すくすくの森のエコトイレなど林業施設の修繕に係るもの。

2 目林業振興費の補正額は90万円の増で、林道維持管理事業費は、林道新道線、林道中津原線の路肩修繕に係るものであります。

6 款商工費、1 項 1 目商工総務費の補正額は298万6,000円の増で、職員人件費のほか、商工総務諸費は庁用自動車の購入に係るもの。

3 目観光費の補正額は90万円の増で、ゆりがねの湯管理費は露天風呂消音施設の修繕に係るものであります。

18ページに続きます。7 款土木費、2 項 2 目道路橋梁費の補正額は150万円の増で、道路維持補修費は南平板山線の土地購入物件補償等に係るもの。

3 目道路新設改良費の補正額は1,000万円の増で、町道改良舗装事業費は町道都新道線の物件補償に係るものであります。

19ページに続きます。9 款教育費、2 項 1 目学校管理費の補正額は2,309万6,000円の減で、職員人件費のほか学校管理諸費は電気料値上げに伴い、小学校6校分の光熱水費を増額するもの。

3 目学校施設整備費の補正額は600万円の増で、小川小学校施設整備費は小川小学校校舎の大規模改修工事設計業務委託料に係るもの。

3 項 1 目学校管理費の補正額は108万7,000円の増で、職員人件費のほか、馬頭中学校費は教育振興費寄附金での図書購入費、学校管理諸費は電気料値上げに伴い中学校2校分の光

熱費を増額するもの。

20ページに入ります。4項1目幼稚園費の補正額は257万8,000円の増で、職員人件費のほか、ひばり幼稚園管理費は非常用発電設備の修繕に係るものなど。

5項1目社会教育総務費の補正額は1,621万3,000円の減で、職員人件費のほか、教育文化基金費は、旧谷川小学校、旧馬頭東中学校の財産処分に伴うもの及び馬頭中学校教育振興寄附金を教育文化基金に積み立てるもの。

4目文化費の補正額は3万3,000円の増で、文化財費は、町指定の文化財保存事業補助金に係るもの。

5目山村開発センター管理費の補正額は45万6,000円の増で、山村開発センター管理費は電気料の値上げに伴い光熱水費を増額するものなどであります。

21ページに続きます。6目美術館費の補正額は333万1,000円の増で、職員人件費のほか、美術館管理運営費は展示室、展示ケース修繕のほか、電気料値上げに伴い光熱水費を増額するもの。

6項2目保健体育施設費の補正額は173万7,000円の増で、体育施設維持管理費は総合体育館ほか体育施設の修繕及び工事に係るもの。

3目給食センター費の補正額は33万9,000円の増で、職員人件費のほか、給食センター管理運営費は電気料の値上げに伴い光熱水費を増額する分を計上いたしました。

22ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんをいただきたいと思えます。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） もう少しゆっくり言ってください。メモがとれません。資料があれば別ですけども、ないんで、これだけなので、ぱあーっと言われてもわかりませんので、メモしていますので、ゆっくりやってください。

企画財政課長（藤田悦男君） 続きまして、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料の補正額は350万6,000円の減で、減免対象者の増及びインターネットサービス利用者の減により減額となります。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は800万円の増で、一般会計からの繰入金

でございます。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は450万6,000円の増で、前年度繰越金でございます。

9ページ歳出に入ります。1款はケーブルテレビ事業費で、1項1目管理運営費の補正額は900万円でございます。

事業別に申し上げますと、職員人件費は、ケーブルテレビ事業に係る職員の人事異動に係るもので、25万8,000円の減でございます。需用費は、テープデッキ等放送機器の老朽化による修繕費及び放送センターの水道施設の修繕費として125万8,000円を増額するものです。

工事請負費は800万円の増で、国道294号、小川南バイパス工事に伴う交差点付近の光ケーブル移設工事費及び町道一渡戸大鳥線道路改良工事費に伴う光ケーブル移設工事に係る経費でございます。

10ページ以降につきましては、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんをいただきたいと思えます。

以上で、ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 住民生活課長。

住民生活課長（手塚孝則君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明をいたします。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

11款繰越金、1項2目その他繰越金の補正額は6,000万円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ歳出に入ります。3款後期高齢者支援金、1項1目後期高齢者支援金の補正額は1,359万5,000円の増で、額の確定によるものであります。

6款介護納付金、1項1目介護納付金の補正額は445万6,000円の増で、同じく額の確定によるものであります。

8款保健事業費、3項1目健康管理事業費の補正額は123万円の増で、人間ドック利用者増によるものでございます。

11款諸支出金、1項3目一般被保険者償還金の補正額は4,071万9,000円の増で、平成23年度療養給付費負担金未償還金及び出産一時金返還金であります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書 8 ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入から説明いたします。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は2,438万3,000円の増、2 項 1 目調整交付金の補正額は975万3,000円の増、4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金の補正額は3,535万5,000円の増、5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は1,523万9,000円の増、7 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金の補正額は1,532万2,000円の増で、いずれも介護サービス給付費の増による負担割合分の増額であります。

8 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は2,194万8,000円の増で、前年度繰越金です。

次に、9 ページ、歳出について説明いたします。

2 款保険給付費、1 項 1 目居宅介護サービス給付費の補正額は 1 億300万円の増で、居宅介護サービス給付費の増によるものです。

1 項 8 目居宅介護サービス計画給付費の補正額は1,891万7,000円の増で、居宅介護サービス計画給付費の増によるものです。

3 款地域支援事業費、2 項 4 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の補正額 8 万 3,000円は職員共済費等の増によるものです。

10ページからの今回の補正に係る給与費明細書につきましては、ごらんいただきたいと存じます。

以上で、介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 上下水道課長。

上下水道課長（秋元彦丈君） では、続きまして下水道事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の 8 ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は516万5,000円の増で、前年度繰越金であります。

6 款諸収入、1 項 1 目雑入の補正額は483万5,000円の増で、放射能検査費用等にかかわる東京電力からの賠償金であります。

9 ページ、歳出に入ります。

1 款下水道事業費、1 項 2 目施設管理費の補正額は614万円の増で、職員人件費の減額のほか、電気料金の改定による光熱費の増及び小川水処理センター緊急通報装置等の修繕に要

する経費であります。

2項1目下水道整備費の補正額は386万円の増で、職員人件費の減額のほか、整備事業費は県道及び町道の舗装本復旧に要する経費でございます。

10ページからは給与費明細書ですので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、下水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は155万6,000円の増で、前年度繰越金であります。

5款諸収入、1項1目雑入の補正額は24万4,000円の増で、放射能検査費用にかかわる東京電力からの賠償金であります。

9ページ、歳出ですが、1款農業集落排水事業費、2項1目施設管理費の補正額は180万円の増で、電気料金の改定による増のほか、三輪水処理センター緊急通報装置の修繕に要する経費及び汚泥引き抜き手数料の精査による減であります。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、簡易水道事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は680万円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出ですが、1款総務費、1項1目一般管理費の補正額は690万7,000円の減で、職員人件費は1目減によるもの、一般管理費は庁用車を更新するものであります。

2款水道事業費、1項1目簡易水道管理費の補正額は1,370万7,000円の増で、維持管理費は料金改定に伴う電気料の増及び配水管等の修繕の増によるもの。配水管布設等工事費は、配水池場内整備工事に要する経費、原水浄水設備等工事費は浄水場の設備工事に要する経費であります。

10ページからは給与の明細書ですので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、那珂川町水道事業会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の3ページ、補正予算実施計画、収益的収入及び支出の収入から申し上げます。

1款上水道事業収益、2項2目雑収益、2款東部地区簡易水道事業収益、2項2目雑収益の補正額はともに40万円の増で、放射能検査費用にかかわる東京電力からの賠償金であります。

次に、支出であります、1 款上水道事業費用、1 項 1 目原水及び浄水費の補正額は11万7,000円の増で、電気料の改定に伴うもの。

2 目配水及び給水費の補正額20万5,000円の増及び4 目総係費の補正額 7 万8,000円の増は、ともに人件費であります。

2 款東部地区簡易水道事業費用、1 項 1 目原水及び浄水費の補正額は70万7,000円の増で、電気料の改定に伴うもの。

2 目配水及び給水費の補正額は37万1,000円の減及び4 目総係費の補正額 6 万4,000円の増は、ともに職員人件費であります。

4 ページは資金計画、5 ページからは給与費明細でありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で、一般会計及び6 特別会計並びに水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。  
議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は1 時といたします。

休憩 午前 1 1 時 5 6 分

再開 午後 1 時 0 0 分

議長（鈴木和江君） 再開します。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名、ページ数をお示してください。

質疑はありますか。

小川洋一君。

1 4 番（小川洋一君） 全般なんですけれども、今の説明、補正予算を聞きますと、電気料値上げというのが全般的に出てきます。これ、何%上がって、どのぐらいの金額がふえているか。

それと、もう1 点は、これはよくテレビでやっていると思うんですけれども、今は電気料値上げということになると東京電力以外から購入している例もある。東京なんかはこういうことをやっていると思うんですけれども、こういうことをこの町でもできるかどうか。もし

できたら、そういうところから買う予定があるか。

その2点をお願いします。

議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 全般ということですので、こちらでお答えいたします。

電気料につきましては一般会計で985万円、下水道・農集・簡水・上水含めまして1,532万2,000円の歳出ということになっております。両方含めまして1,500万円。ですから約500万円が特会のほうということになります。

それから、何%といいますのは、加入している低圧・高圧によっても変わってまいりますので、約7%前後だと思ったんですが、ちょっと率をご勘弁していただきたいと思うんですが、施設によって民間のものということですので、それは参入することはできると思います。ただ、施設によってというか、大容量のところしかできませんので、それぞれの、例えば総合福祉センターとか、開発センターとか、そういう施設の加入になってきます。町が全部加入するということではできませんので、そういう形で検討はさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（鈴木和江君） 小川洋一君。

14番（小川洋一君） 町全体で1,500万、これかなり大きい額だとは思いますが、これに対して町としては、これだけ上がるということになって、来年度予算もそれだけふえていくわけですから、かなり厳しいと思うんですが、これに対しての対策、例えば太陽光発電をするとかということで。それともう一つは、節電をどういう形でするのか、そういうことをこれから考えていかなければならないとは思いますが、例えば職員間でそういうことを話し合っているのかどうか。ここに急に1,500万上がったわけですから、これはすごい額になると思うんですね、年間を通すと。そういうことをやっぱり考えていかないと、この財政の厳しい中、もっともっと厳しくなると思うんです。そういうことを職員また町民、我々もそうなんですけれども考えていかなくちゃならないと思うんです。そういう対策をこれから早急にとる必要があると思うんですが、執行部のほうはどういう考えを持っているか。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 節電対策のご質問であります。確かに電気料、これだけ値上げになっております。前からの節電につきましては、例えば昼休みであるとか、そういったときには小まめに電気を消すようにしております。さらに、昨年からの電気消費量が不足すると

ということもありましたので、クールビズ期間を延ばして、しかも設定温度は28度にするということで努力しております。さらに今後厳しくなっまいりますので、さらにその辺を徹底していきたいと思っております。

太陽光発電であります。今回の補正の中にも施設に太陽光を入れる方向で、その経費を計上してあるところもあります。また来年度、今計画の段階でありますけれども、例えば防犯灯につきましてはLED化を図ることなどを検討しております。環境のまちづくりにふさわしい節電も図っていききたいと思っております。

議長（鈴木和江君） 小川洋一君。

14番（小川洋一君） この町では、わかあゆ保育園で太陽光をやっていると思うんですけども、あれでどのくらいの節電ができていのか、そのことについてお尋ねいたします。中学もやっているそうなんですけれども、中学校についてもお願いします。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 節電と申しますか、発電した部分につきまして東京電力に売り渡しをしているということでございますが、ちょっと今手元に資料ございませんが、多分、年間10万円以内ぐらいの金額であったと思います。

以上です。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 福祉のほうと同じく売電しております。年間で約20万ぐらい売電しているかと思うんですが。

以上です。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はありませんか。

阿久津武之君。

11番（阿久津武之君） 小川議員の関連なんです。今回、環境のまちづくり事業費の中で進めた東電との交渉という話がありますよね。そういう中で、過日、教育民生のほうではちょっと話はお伺いしていたんですが、できれば詳しくお話を伺いたいというように。

今度は太陽光の話なんです。その計画というものがあると思うので、そのほうも詳しくお知らせしていただきたいと思っております。

議長（鈴木和江君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（佐藤美彦君） 現在、町では環境のまちづくりを推進しておりますが、行政の率先行動の一環として防災や照明を目的とした太陽光発電システムを公共施設に整備

したいと考えております。今回の補正予算なのですが、計画を作成するに当たりまして、防災拠点の一つであります小川総合福祉センターに太陽光発電システムを設置できるかどうか判断してもらうための経費を、東京電力との協議に必要な手数料を計上したものでございます。

なお、協議の結果を踏まえた上で、計画の中身につきましては議員の皆さんにもお話をしていきたいと考えております。

なお、現在計画されております太陽光発電につきましては200キロワットを想定した計画となっております。

以上でございます。

議長（鈴木和江君） 阿久津武之君。

11番（阿久津武之君） そうすると、今回の福祉センターの場合というのはわかりました。また、以外の公共施設へも考えているということでもいいんですか。その解釈で。

議長（鈴木和江君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（佐藤美彦君） 議員ご指摘のとおり、今後、特に今、調査がまだ決まっていない状態ですので、調査を含めて町の公共施設に設置を図っていきたいと考えております。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑ありませんか。

石田彬良君。

13番（石田彬良君） 一般会計の11ページなんですけれども、雑入の立木売払収入がありますけれども、先ほどの説明では、大那地の部分林売却の収入だという説明でしたけれども、この大那地の部分林というのはどの場所にあるのか。そしてまた、場所名と樹齢はどのぐらいの年数のものか。もちろん全伐ではないかというふうに思うんですけれども、その立木の数量ですね、立米数と総額をお伺いしたいと思います。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） それでは、立木売払収入の関係であります。まず場所でありまして、大那地の大月沢の国有林であります。

それと、樹齢は61年程度となっております。昭和26年に植林したものであります。

数量であります。本数で4,119本、立米で言いますと2,676立米であります。

なお、この売り払い金額は1,575万9,000円程度でありまして、その80%が町のほうに交付され、それを大那地地区の部分林管理委員会のほうに交付を予定をしております。

以上です。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑ありませんか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） ちょっと説明が早かったんで聞き落とした点もあるんで、再度確認することも含めて質問したいと思います。

まず、3の支出、12ページから始まるんですが、先ほど小川議員が質問した電気料の問題も含んでいるんですが、その件では、ここであれしておくべきかどうか知らないですけども、総務課長と私も、川上議員も話したんですけども、大分前の段階で、被災を受けた段階で電気料をほかの電気会社と交渉したらどうかとは何回か言っていると思うんですが、広域のほうでは一部、今度は東電じゃないところにやるようにしましたよね。年間150万浮くというようなあれも出ています。できないことはないと思うんで、できるだけその辺も努力していただきたいというふうに思います。

私、それで聞きたいのは、15ページのひとり親家庭の医療費、母子福祉費ですね、256万5,000円とあるんですが、この人数と、これからふえるだろうということであれしているみたいなんです、その辺の数と内容について伺いたいということです。

それと、戻るんですが、10ページの同じく15款県支出金ということで、ひとり親家庭の医療費が載っています。これが何件ぐらいあるのかを聞きたいと思います。128万2,000円ということになっていますが。

あと、その下の子宮頸がんワクチンの接種緊急促進事業ということで、これも143万4,000円上がっていますが、この人数、何人程度いるのか教えていただきたいというふうに思います。

16ページ、環境衛生費ということで、環境のまちづくり推進事業ということで12のほうの役務費21万、あと19の負担金、補助及び交付金100万となっていますが、その内訳を詳しく教えていただきたいというふうに思います。

お願いします。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） ひとり親家庭の医療費につきましては、現在、対象世帯が168世帯でございます。本年度につきましては医療費が伸びている、対象者もお子さんを連れてお通いになってくる方がふえておりますので、そういう状況になっています。基本的には、積算根拠といたしまして何人というような、その細かい積み重ねはしておりません、

一月当たりどの程度ふえているという予想のもとに伸びを見込んでおります。

それから、県の補助金につきましては、今回補正する金額の2分の1相当額を県費のほうでということで歳入を見込んでおります。

議長（鈴木和江君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（佐藤美彦君） 1点目の21万円の役務費の関係なのですが、先ほど阿久津議員の質問にお答えしましたとおり、小川の福祉センターに太陽光発電施設を設置したいと考えておりますので、それに伴う東電との協議に必要な手数料21万円を計上いたしました。

2点目の太陽光発電の補助事業の100万円でございますが、当初予算で600万円を計上し、皆様に9月補正予算で600万円を増額をしていただいたんですが、年度末までの推計をしたところ約100万円の不足が生じる、このままの伸びを計算しますと100万円の不足が生じるということで計上いたしました。

中身につきましては、太陽光発電が4件、高効率給湯器につきまして9件を予定いたしております。

以上でございます。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 今資料を持ち合わせておりませんので、後で。申しわけありません。

議長（鈴木和江君） ほかにありませんか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 関連してなんですが、15ページなんですが、ひとり親家庭の下に母子等福祉諸費というのが21万3,000円あるんですが、これ増額になっているんですが、具体的に金額は少ないんですが、内容を教えていただければと思います。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 職員1名が産休に入りまして、レセプト等の点検をお願いしている臨時職員の賃金でございます。一月8日間で4カ月を見ています。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 先ほども聞いたんですが、ひとり親家庭が、そして医療費がふえているということでの人員をふやすとか、そういうことは考えていないんですか。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子実君） 人員の配置につきましては、町全体の職員数、それから事務量を

把握して毎年勘案をしております。現時点では、その部分についてはまだ決めておりませんが、全体の事務量を勘案して配置をしていきたいと思っております。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はありませんか。

益子明美さん。

5番（益子明美君） まず、一般会計の歳出のほう、14ページ、3款1項2目障害者福祉サービス事業費、こちらは利用者増ということで補正が組まれましたが、当初よりどのような内容で利用者が増になっているのかお伺いいたします。

それから、16ページ、4款1項2目予防費の予防接種、これ子宮頸がんワクチンの予防接種の方法が変更になったということではありますが、業務委託の方法が変更になったというような説明があったと思うんですが、聞き間違いだったら直していただきたいと思いますが、具体的に業務委託はどのようになっているのかお伺いいたします。

それから、17ページの5款2項1目の林業総務諸費、すくすくの森のエコトイレ、これの修繕費でよろしいんですかね、42万円、これどんな修繕をされるのか。実際利用されているのかなというのをちょっと疑問に思ったものですから、その点お伺いいたします。

それから、21ページ、9款5項6目の美術館管理運営費ですが、展示ケースの修繕ということで上げられておりますが、年度途中で何か不具合でも起きたのか、当初から計画的にケースの入れかえとかということではなく、どういったことで展示ケースの修繕になっているのかをお伺いいたします。

それから、ケーブルテレビ事業特別会計なんですが、8ページ、歳入のほうなんですが、使用料、減免者が増加したとインターネットの利用者減ということで減額補正されておりますけれども、当初に比べてインターネット利用者の見込みが見込めなかったのか、それともインターネットを利用している方がやめていってしまったのか、その利用者減の具体的な内容をお伺いしたいと思います。

それから、下水道と、それから水道事業会計、一緒なんですけれども、東電の放射能検査費用賠償金というのが入ってきていますよね、東電から。これはかかった分、請求分が入ってきているのか、それともどういった計算方式で東電のほうから賠償金として入ってきているのかお伺いいたします。

以上です。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） それでは、14ページ、障害者福祉サービス事業費の件でござ

いますが、この件につきましては本年4月から、権限移譲により県から療育介護分、5名ほど該当者がいるんですが、この権限が町に移管されました。この手続が昨年1月11日に国から各都道府県に流れまして、その後町にというような流れでございましたんで、当初の予算編成に間に合わなくて、その分につきましては今回全額補正するというような形になっています。

それから、4月1日からやはり障害者の通所支援事業が新しく始まりまして、クレヨンクラブで。その辺の対応につきましても、この法律の流れの関係で3月末ぎりぎりまでどのような方法でいくかというのはまだ確認できていない段階だったものですから、今回の補正の大幅な増になった部分につきましては、こういう状況でございます。

それから、次に16ページ、予防費につきましては、本年9月1日からポリオの定期予防接種が不活化ポリオワクチンに切りかわりました。さらに、11月1日から4種混合（ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ）が定期予防接種として導入が決定いたしました。接種間隔がある程度小まめにといいますか規定されたりなどいたしまして、かなり接種回数もふえてきております。そういうことを勘案いたしまして、4種混合につきましては147件、ポリオにつきましては174件、日本脳炎につきましては450件、ヒブワクチンにつきましては165件、小児用肺炎球菌等につきましては125件等の接種増を見込んでの補正予算でございます。

議長（鈴木和江君） 農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） 17ページの林業総務諸費のすくすくの森エコトイレの件なんですが、すくすくの森の一番峠のところにある建物にエコトイレが設置されております。そのエコトイレというのは、今回修繕するものについてはオゾン発生機、エコトイレというと水洗で流して、通常の浄化槽で処理する形の処理ではなくて、オゾンといって殺菌作用がございます、その発生する装置が故障したための修繕でございます。42万のうち、そのエコトイレの修繕がそのうち32万を計上しております。

以上です。

議長（鈴木和江君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小川一好君） 21ページの美術館管理運営費のうちの、今の展示ケースの件であります。さきの震災によりまして展示ケースのガラスドアのレールにゆがみが生じまして、ある意味だましだまし使っていたところでございますが、いよいよその後の余震等でゆがみがひどくなりまして、閉まりが非常に悪くなったということで、今回レール等の修正等を行うものと、それから、展示室を最終的に閉館するときに閉めるドアがございますが、

そこのかぎのたてつけが悪くなりまして、それもあわせて修繕するという形でございます。

以上です。

議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） ケーブルテレビ特別会計のほうの8ページ、使用料、利用料でございますが、減免対象者の関係ですね、これにつきましては高齢者、それからひとり暮らし、障害者等の世帯がふえております。その関係で減免がふえております。

それから、インターネットサービスでございますが、12月1日現在で1,201世帯入っているわけなんです、50世帯ぐらいはふえるんじゃないかということで見えていました。ところが今のフレッツ光、言っちゃってどうかというのはあるんですが、ほかの業者がかなり細かく歩いております。その業者が2年間ぐらいは安くしますよというのがあるものですから、そちらに入っている方、高速インターネットでございますので、こちらも遜色ないんですが、かなり勧誘がされているのが実情でございます。

以上です。

議長（鈴木和江君） 上下水道課長。

上下水道課長（秋元彦丈君） 4 特別会計の東電の賠償金の内容についてのご質問にお答えします。

4 会計とも、まず下水道の汚泥及び水道水における放射能測定のコストを請求しております。また、下水道の汚泥の処理費、通常の処理費より今現在余計にかかっておりますので、その差額分を請求した結果、決定になりまして入ってきた金でございます。

以上でございます。

議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

5 番（益子明美君） 大体了解したんですが、エコトイレの件なんですが、オゾン発生装置の修繕に32万かかっているんですね。結構高いもんだなというふうに思うんですけども、これ建てられて何年ぐらいたちましたかね。その利用の頻度数と、エコに関してこういったトイレをやっていますよというような見本のところではあると思うんですが、利用されたり、住民の皆さんにわかっていただかないと余り意味がないのかなというふうに思いますので、その辺、利用者増のことはどういうふうに考えているのか、この先、修繕のたびに費用がかさむようであるとどうなのかなというふうに考えておりますので、1点その点お伺いいたします。

それから、ケーブルテレビのインターネットの利用者がなかなかフレッツ光のほうにとら

れちゃってという話はわかるんですけども、やっぱり使用料が少なくなるとこうやって一般会計繰入金をもたふやすことになるので、その辺は少し努力していただきたいなというふうに思いますので、町のインターネットのよさのPRを、ぜひこの機会にやっていただきたいと思います。これはちょっと要望なので関係ないんですが、申しわけありません。

それと、東電の放射能検査費用賠償金なんですが、請求どおり入ってきているというふうに理解してよろしいんでしょうかね、その点1点だけお伺いいたします。

議長（鈴木和江君） 農林振興課長。

農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） エコトイレの利用者なんですが、場所が、エコトイレが先ほど言ったようにすすくの森の焼山記念館と通称言っているところなんですが、展示館にもなっております。その外にあるトイレでございまして、そこを利用されている人イコールという人数ではなくて、あそこを散歩されている方とかが利用されているように聞いておりますので、実際の利用人数というのは、今ちょっと資料がございませんので、後でご報告したいと思います。

あと、設置年月日なんですが、正確な年月日、今ちょっと資料ないんですが、もう10年は過ぎていると見ております。10年はたっております。建ててから……。

後で正確な年数をご報告いたします。申しわけありません。

議長（鈴木和江君） 上下水道課長。

上下水道課長（秋元彦丈君） 請求のとおり賠償金が入っております。

議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） エコトイレ、多分10年はたっていないと思うんですね。5年、6年ぐらいで修繕費が多額にかかってくるようだと、今後、その利用率からいってどういうふうに考えるのかというのは、ぜひ考えていただきたいかなというふうに思います。

ちょっと要望でしたが、それで質問は終わらせていただきます。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 早い説明であったもんで、最近耳が遠くなってまいりまして、なかなか聞き取れない面がございまして、確認の意味での質問をさせていただきたいと思います。

一般会計のところでございますが、11ページ、繰入金で財政調整基金に1億1,500万減額、町債が、臨時財政対策債が1億1,354万9,000円ということになっておりますが、当然これ

は町債ですから利息がかかるわけでございますよね。補正のところを見ましても4%以下と、こういうふうになってございますが、当然、預金利子は低いと思うんですよ。でも低くても、借り入れに対する利息を考えると、どっちが得かと。その点についてお伺いしたい。

あと、歳出の面で、12ページ、総務費、一般管理費の報酬14万が補正になっておりますが、これはどのような内容なのか、お伺いしたいのと、同じく19節負担金770万、これの内訳を聞きたいと思います。

それと、次のページ13ページの2の総務費の工事請負費475万、これの内容について細かく教えていただきたいというふうに思います。

それと、15ページ、総合福祉センター費450万、馬頭と小川各センターの管理費で計上されておりますが、これも修繕が含まれているということで、これ全額修繕ではないと思うんですが、この内容と、この修繕にかかわる内訳等を教えていただければと。その残ったあと、需用費関係はどのように使われるのかのご説明を伺いたい。

17ページになりますが、農林水産業費の1、林業総務費の工事費の件なんでございますが、先ほど工事費というか、修繕費32万とありましたけれども、そのオゾン発生機の修理に要するのか、それとも機械を買うのかどうなのか、その内容等を細かく教えていただきたいというふうに思います。

それと、2の林業振興費、これ11でやはり90万計上されておりますが、これの内訳、詳細にお願いしたいと思います。

あと、6、商工総務の備品、18について、これもどのような物品を買うのか詳細に説明願えればというふうに思います。

次の3の観光費の工事請負費、この工事内容等についても説明を細かくしていただければというふうに思います。

あと19ページ、学校施設費で委託料で600万になっておりますが、小学校の整備費というふうになっておりますが、どのような内容なのか教えていただければというふうに思います。

以上です。

議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 一般会計のほうの11ページ、町債、臨時財政対策債でございますが、これにつきましては全額交付税算入ということでございますので、当然借りたほうがいいという形でございます。実際、今0.4%、昨年が0.9%でお借りしております。そのようなことですので、借りてやったほうが絶対にいいということでやっております。

以上です。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） まず、14万円の補正であります、今年度の産業医の報酬に不足が見込まれますので、この金額を補正をいたしました。

それから、負担金、補助の負担金の770万円ではありますが、現在、町と県の間で人事交流を行っております。したがって、県の職員が来て町で仕事をして支払っている部分、これを県のほうに負担をいたします。反対に、町のほうから出向している職員に対しては歳入の雑入のほうで受け入れております。払うものは払いまして、受け入れるものは受け入れるということであります。

それと、財産管理費の工事請負費ではありますが、これは旧の小川第二保育園、これ現在、地域の集会所に使っておりますが、その屋根の塗装を含めた改修工事となっております。

以上です。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（郡司正幸君） 総合福祉センター費の事業費405万円についてのお尋ねでございますが、修繕費につきましては85万円、あと総合福祉センターの高圧機中開閉機SOG制御装置修繕、これは外部から施設内に取り込む電気の、あるいは内部での電圧の不都合によって一般家庭に影響を及ぼさないような形で中間に制御装置を設けておるんですが、先月の検査の際に不具合が生じて修繕が必要だということをお願いをしているものです。

それから、馬頭総合福祉センター、冷温水器自動制御装置修繕でございますが、暖房装置がポンプの具合が悪いということで、そのポンプの取りかえになります。

そのほか、320万につきましては電気料の増に伴うものでございます。

以上であります。

議長（鈴木和江君） 農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） 17ページの林業総務費、エコトイレの修繕の件なんですが、このオゾン発生機は修理の経費でございます。修理の経費で32万計上しております。

次の林業振興費の林道維持管理費で90万、これが2カ所を計上しております。1つは、和見中津原から冥賀に抜ける林道新道線がございます。そのブロック積みかさ上げ部のコンクリートが亀裂が入って道路舗装部に亀裂が生じ、通行が片側通行になっております。その修理、約11メートルで40万見しております。

もう1カ所が、やっぱり林道中津原線といいまして、その新道線から逆に今度、健武の冥

賀におりたところが、林道名で言うと中津原線ということで、その経年の水路により、その路肩、のり面が崩れているというような状況で、やはり危険な状況であります。それで延長が11メートルで50万計上しております。

以上でございます。

議長（鈴木和江君） 商工観光課長。

商工観光課長（塚原富太君） 6款商工費の商工総務費、18節備品購入費200万でございますが、これは庁用車の購入費でございます。現在使用している庁用車につきましては平成8年購入ということで、かなり老朽化し、安全確保のために購入するものでございます。

それと、観光費の15節工事請負費90万でございますが、これはゆりがねの湯の屋外男女露天ぶろの消音装置の工事でございます。

以上です。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 学校施設整備費についてですが、どのような内容かというご質問ですが、こちらは小川小学校の校舎につきましては建築以来38年が経過しているということで老朽化が激しいということで、今回大規模改修を行うための設計をするものであります。

以上です。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第11号 平成24年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 平成24年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 平成24年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 平成24年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 平成24年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 平成24年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 平成24年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 平成24年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第19、議案第19号 馬頭小学校体育館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第19号 馬頭小学校体育館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本工事の契約方法は一般競争入札とし、9業者が参加し、11月15日に開札、11月20日に落札決定いたしました。その結果、大田原市の株式会社青木建設が1億2,474万円で落札いたしました。

当該工事は耐震診断に基づき体育館の耐震性を確保するための地震防災対策を施すとともに、あわせて大規模改修を行うものであります。

地方自治法第96条第1項第5号並びに那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細については、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 補足説明を申し上げます。

参考資料をごらんください。

本工事は、第2次耐震診断結果に基づく体育館の耐震補強とリニューアルを図るものです。

工事内容につきましては、鉄骨ブレースの増設 8カ所とそれに付随する鉄骨ばりの増設、地中ばりの増打ちを行う耐震補強工事と屋根内外装工事を改修する建築工事、LED照明化や音響設備等を改修する電気設備工事、トイレ、手洗い場等の給排水設備及び消火設備等を改修する機械設備工事などの大規模改修工事となります。

工期につきましては、着手の日を、議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成の日は平成25年3月29日といたします。

なお、当工事の予定価格は1億5,151万8,000円で、落札率は78.41%でした。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 大規模改修工事というんですが、耐震補強というのが書いてあります。何か災害があったときの避難とかそういう場所にもなると思うんですが、耐震とか、あとは、先ほども問題になったエネルギーの問題で太陽光発電とかも考えていらっしゃるんですが、規模とかそういうのがありましたら教えていただきたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 最初の質問はちょっとわからなかったんで、もう一度お願いします。

それで、エネルギーという形なんですけれども、LED設置ということでよろしいんですよね。

〔「太陽光発電はやるんですか」と言う人あり〕

学校教育課長（川和なみ子君） LEDということで照明を変えるということです。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） すいません、質問がちょっと。

避難場所等にもなると思うんで、耐震強度はどのぐらいに見積もっているのか。

それとあとは、結局、電気関係で具体的に言うならば、避難場所となっていないようだったら発電装置とか、そういうものをつけるのか、あとは水の問題もあると思います、食料は別にしても、そういうことを考えているのか。あるいは電気料の節減ということで自然エネルギー、太陽光発電なんかを使う予定があるのか、ありましたら教えていただきたいという

ふうに思います。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 耐震補強ということですが、文科省の目指している0.7は超えておまして、改修後はI S値が0.75という形になります。

それから、エネルギー関係なんですけれども、特に太陽光発電とかについては、今回改修はしておりません、予定しておりません。ただ、電気については省エネということでLED化ということで検討しております。

以上です。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 先ほど災害時とか避難場所で電気がなくなる場合もあるわけですよね、避難場所になった場合は電気がないと暗いと。非常にいろんな面で不安が募るわけです。そういう点では、やっぱりいざというときのことも考えて、発電装置とかもつけたらどうかというふうに思いますが、この辺で、教育長も含めて町長もどういうふうに考えているかお答えを願いたいと思います。

議長（鈴木和江君） 町長。

町長（大金伊一君） 現時点では計画どおりに進めたいと思いますが、将来的には、やはりその点も考慮に入れていく必要があるだろうと、そう思います。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はありませんか。

佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 1番、佐藤。

落札率が75%というふうになっておりますが、当初の予算の工事費はお幾らであったのかをお伺いしたいと思います。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 資料を持っていないので、後で報告します。申しわけありません。

議長（鈴木和江君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） 多分、最低制限価格が1億で設定されておりますから、多分1億5,000万は超えていると思うんですけども、この落札を見ますと相当安くなっているわけでございますよね。そうすると、この設計が過大であったのか、それとも業者の企業努力によってこのように安くなったのか。余りにも安くなってくると、この耐震補強ということ

考えていながら、どこか手抜きがなされているのではないかなという疑念も抱かざるを得ないようなこともありますので、その点について再度お伺いしたいと思います。

議長（鈴木和江君） 副町長。

副町長（佐藤良美君） 今回の入札の結果によって低い落札率となりました。当然これは競争を行って実施をされた結果ということでございまして、設計そのものは基準に照らした合わせた設計で組まれているものでございます。

さらに、低価格での落札ということでございますので、今後の執行管理につきましては、当然設計事務所も含めまして管理をしていくということでご理解いただきたいと思います。

議長（鈴木和江君） 佐藤信親君。

1番（佐藤信親君） そうしますと、この予算と請負契約額で約2,000万相当の不用額が出るわけでございますよね。このお金を使って変更設計が何かに使うお考えはあるのかないのかをお伺いしたいと思います。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 変更設計は考えておりません。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号 馬頭小学校体育館耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は2時10分といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

議長（鈴木和江君） 再開いたします。

発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第20 発委第1号 那珂川町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、益子明美さん。

〔議会運営委員長 益子明美君登壇〕

議会運営委員長（益子明美君） ただいま提案になりました発委第1号 那珂川町議会会議規則の一部改正について、提案の趣旨説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律が本年9月5日に公布され、本会議においても委員会同様に、公聴会の開催や参考人の招致ができることになったことから、公聴会の開催や参考人の招致の手續等の規定を会議規則に加えるものであります。

また同様に、地方自治法の改正により、法第115条の2の修正の動議の規定が第115条の3に、法第109条の2第4項の議会運営委員会の所掌事務の規定が第109条第3項にかわることから、会議規則第17条第1項及び第73条第2項中の関係する条項の文言を改めるものであります。

議員各位の賛同を賜り議決くださるようお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。

議長（鈴木和江君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 那珂川町議会会議規則の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

#### 陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第21、陳情第3号 国民健康保険への国庫負担増額を求める陳情書を議題といたします。

この件に関しては9月定例会において教育民生常任委員会に審査を付託し、閉会中の継続審査となっていました。委員会での審査が終了しましたので、教育民生常任委員長より審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長、橋本 操君。

〔教育民生常任委員長 橋本 操君登壇〕

教育民生常任委員長（橋本 操君） 国民健康保険への国庫負担増額を求める陳情書についてご報告いたします。

教育民生常任委員会の審査が終了しましたので、その内容についてご報告いたします。

平成24年第5回定例会において、本委員会に審査を付託されておりました国民健康保険への国庫負担増額を求める陳情書については、9月4日に委員会を開催し、担当課長の意見を聞くなど慎重に審査をいたしました。

また、慎重審議を期するために閉会中の継続審査とし、9月定例会最終日に継続審査の議決をいただき、10月16日には陳情者等から意見を聴取したほか、11月21日に再度委員会を開催し、委員会としての方向づけを決定したところであります。

陳情の趣旨は、深刻な経済危機が町民の雇用と暮らしを直撃するとともに、医療・介護・

福祉・年金制度など社会保障制度の大幅な後退により住民から悲痛な声が上がっております。とりわけ国民健康保険は所得が減って保険税を払いたくても払えない滞納世帯がふえており、中には受診抑制をせざるを得ない世帯もあります。

この事態の大きな原因は、国から出す補助金を大幅に減らしてきたことにあり、各自治体では厳しい財政の中、国民健康保険税を上げざるを得ない状況に置かれております。

国民健康保険制度は憲法第25条に基づき、国民健康保険法で社会保障制度として位置づけられ、国民だれ一人漏れることなく医療を受けられるようにとつくられた制度であり、保険証がないために受診を控え、医療が受けられない事態があってはなりません。ついては国民健康保険への国庫負担増額のための意見書を国に提出してほしいというものであります。

この陳情につきましては、国庫負担増額を求める理由として、国が補助金を大幅に減らしてきたことにより、各自治体では国民健康保険を上げざるを得ない状況とありますが、三位一体の改革以降、国から県への財源を移譲された経緯はあるものの、公費全体での負担割合は維持されており、国からの補助金の減額が保険税の増額につながっているとは考えられません。

また、国も社会保障、税一体改革に取り組んでいるところであり、社会保障全体のバランスを考えると、国民健康保険の制度見直しに特化して要望することは好ましくないことから、この陳情は不採択といたしたいとの意見があり、全員賛成で不採択と決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会の審査結果の報告といたします。

以上です。

議長（鈴木和江君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑は委員会での調査の経過と結果に対しての質疑のみを許可いたします。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） それでは、質問させていただきます。

まさに国への要望書に書いてあるとおり、本当に国民健康保険が今危うい状況になってきている。かかりたくても医者にかかれないと、お金払いたくても払えないというような実情だと思えます。

それで、全国知事会や市長会でも国に対して、国の負担をもとに戻すようにという要望をしています。だからそういう点で、やっぱり町民の暮らしを考えたならば、それは当然な要望だと思えます。決して自治体が財政的に大変じゃないというようなことは、皆さんよくわ

かっているように、やっぱり毎年、毎年地方交付税も減らされてきています、国庫負担が減ってきているという中で、自治体として当然要望していくのが当たり前の形だと思います。国に言わなければどこに言うんだということです。やっぱり憲法25条で保障しているとおりなんですから、それを認めるべきだと思って、私はその採決には反対をします。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君、今のは討論だと思いますけれども、討論のときにその意見を述べていただきたいと思います。

質疑はありませんか。

2番（益子輝夫君） 今、状況がそういう中で、どうしてそういう結論が出たのか、具体的に説明をいただきたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 委員長。

教育民生常任委員長（橋本 操君） 先ほど申し上げたと思いますが、三位一体の改革以降、国から県へ財源を移譲された経緯があると先ほど私申し上げたと思うんですが、ですから公費全体から見ますと同じだと思うんです。そういう結果、先ほど申し上げましたように、委員会の総意で不採択としました。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 先ほどもわかるように、来年度の国民健康保険料も上がっているんですよ。国・県から出ていることも事実ですけれども、町民の負担はふえていく一方なんです。そういう中で、私は納得できませんので。

議長（鈴木和江君） 質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 先ほど申しましたが、本当に今、医者にかかりたくともかかれない、国民健康保険を払いたくとも払えない、それがために窓口で全部払わないとならないという人は何人かいます。それと、もっと早く医者にかかれば治ったのに治らない、手おくれたというのも珍しい話ではありません。そういう点で、やっぱり私は、根本的な原因である国に予算を要望する。せめて当初50%負担していたものをもとに戻すと。今現在24.何%ですけれども、それを戻すということは、やっぱり町民の生活にとっても、国民の生活にとっても

非常に大事なことだと思います。命にかかわる問題です。

地方自治体が大変な中で、財政を一般会計から繰り出していることも私はわかっています。でも、大もとは国のあり方にあると思います。国が財政がないとか、そういうことを言っていますが、やっぱり財政的な問題もあるし、そういうことを踏まえて、私はこの採決には反対をします。

議長（鈴木和江君） ほかに、賛成討論がありましたら。

大金市美君。

6番（大金市美君） 確かに益子輝夫議員の言うことは、我々被保険者として、ごもっともかと思えます。

しかし、この常任委員会でなぜこういうふうな不採択となったかといいますと、国保協議会、国レベル、県レベル、町レベルでやると思うんですけれども、恐らくそういった状況であれば、国の国保協議会からそういった要望が来るからというふうなことで、どこがいいとか悪いとかという話じゃないんですけれども、そのこのところをちょっと審議して、言葉がグレーなんですけれども……、その国保協議会から来れば、それが普通の筋道ではないのかなというふうな形で、結果がこのようになりました。

すいません、ちょっと説明が下手で。終わります。

議長（鈴木和江君） ほかに討論はございますか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

陳情第3号 国民健康保険への国庫負担増額を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。

陳情第3号 国民健康保険への国庫負担増額を求める陳情書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（鈴木和江君） 起立少数と認めます。

よって、陳情第3号を委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

陳情第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第22 陳情第4号 南小学校通学路（町道）補修に関する陳情書を議題といたします。

本件は、今期定例会において産業建設常任委員会に審査を付託しましたが、委員会での審査が終了しましたので、産業建設常任委員長より審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、福島泰夫君。

〔産業建設常任委員長 福島泰夫君登壇〕

産業建設常任委員長（福島泰夫君） 産業建設常任委員会の審査結果について報告いたします。

今期定例会において審査を付託されておりました南小学校通学路（町道）補修に関する陳情書については、12月5日に委員会を開催し、関係職員の出席を求めて、慎重に審査をいたしました。

陳情趣旨によりますと、本町道は小川南小学校の通学路になっておりますが、路面に穴があいているなど舗装の状態が悪い状況であり、朝夕通学する児童も非常に危険であるので路面の補修を早急にしてほしいというものであります。

この町道は、子供たちが朝夕通学するのに利用している道路であります。路面に複数の段差や穴があるなど、舗装状態が悪い状況にあります。子供たちが歩いて通学するには非常に危険であると思われまます。また、通行する自動車をよけた場合などに段差や穴に足をとられて転倒し、けがをするなどの状況も考えられます。

このようなことから、子供たちが安全に通学できるように早急に路面の補修をする必要があると思われまます。

以上のことから、本陳情については、その趣旨を理解し、その必要性を認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会の審査結果の報告といたします。

議長（鈴木和江君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

陳情第4号 南小学校通学路（町道）補修に関する陳情書に対する委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

#### 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査について

議長（鈴木和江君） 日程第23、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

産業建設常任委員長から、委員会において審査中の事件、町道87号線並びに谷田並木白久新田線の一部道路拡張に関する請願書について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

産業建設常任委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### 閉会の宣告

議長（鈴木和江君） 以上で、今期定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成24年第6回那珂川町議会定例会を閉会といたします。

ご起立願います。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時30分